

平成23年 3月 清掃・リサイクル対策特別委員会

世田谷区議会清掃・リサイクル対策特別委員会会議録第二号

平成二十三年三月二日（水曜日）

場 所 第四委員会室

出席委員（十三名）

委員長	村田義則
副委員長	山内 彰
	菅沼つとむ
	山口ひろひさ
	岡本のぶ子
	佐藤弘人
	重政はるゆき
	中塚さちよ
	岸 武志
	竹村津絵
	羽田圭二
	小泉たま子
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	中潟信彦
調査係主事	流石 旭

出席説明員

清掃・リサイクル部

部長	板谷雅光
----	------

参事	溝口 猛
管理課長	原田茂実
事業課長	阿部晃一
世田谷清掃事務所長	山本茂孝
砧清掃事務所長	岩淵博英

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

- (1) 平成二十一年度ごみ・し尿・資源処理原価について
- (2) 古紙の出し方の一部変更について
- (3) パソコンプリンタ用インクカートリッジの拠点回収について
- (4) その他

2. 資料配布

- (1) 東京二十三区清掃一部事務組合議会 全員協議会 議題一覧

3. 請願の継続審査について

4. 閉会中の特定事件審査（調査）事項について

5. 協議事項について

- (1) 意見書等について

◇ ~~~~~ ◇

午前十時開議

○村田 委員長 ただいまから清掃・リサイクル対策特別委員会を開会いたします。

-----

○村田 委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項に入ります。

(1)平成二十一年度ごみ・し尿・資源処理原価について、理事者の説明を願います。

◎原田 管理課長 それでは、平成二十一年度のごみ、し尿、資源処理原価がまとまりましたので、ご説明いたします。

処理原価は、ごみ処理にかかる経費や処理コストをお示しすることで区民のごみ減量に取り組む意識啓発を図るとともに、今後の事務事業の見直しにつなげていくためにまとめたものでございます。

まず、2の算出方法でございますけれども、経費につきましては、人件費、物件費、減価償却費、起債償還利子、清掃協議会経費を加えてございます。なお、資源につきましては、収入として資源売払い金がございまして、その分については差し引くという形で行ってございます。また、浄化槽指導関連や一般廃棄物処理業許可関連、動物死体処理などについては経費から除いてございます。これらの算出方法は例年と同じでございます。

それでは、3のごみ処理原価でございますけれども、収集運搬にかかる経費といたしましては六十一億四千六百四十五万六千円でございます。処理量といたしましては十八万八千三百三十トン、原価といたしましては、割り返しまして、トン当たり三万二千六百三十七円でございます。処理処分にかかる経費としましては、一部事務組合の原価でございまして、トン当たり二万五千六十六円でございます。

処理原価の合計といたしましては、トン当たり五万七千七百三円、キログラムで換算しますと約五十八円でございます。

次に、その下の表でございますけれども、ごみの収集運搬を可燃・不燃

と粗大に分けてございます。可燃・不燃につきましては、経費が五十五億八百七十五万一千円、処理量が十八万一千九百七十八トン、割り返しまして、原価といたしましてはトン当たり三万二百七十二円でございます。粗大につきましては、経費が六億三千七百七十万五千円、処理量が六千三百五十二トン、割り返しまして、原価といたしましてはトン当たり十万三百九十八円でございます。

続きまして、4のし尿処理原価でございます。し尿につきましては、まだ一部で残っているところがございますが、徐々に減ってはきてございます。収集運搬の経費は三千四十一万五千円で、処理量は四百六十六キロリットルでしたので、キロリットル当たりの処理原価は六万五千二百八十九円でございます。処理処分にかかる経費としましては、一部事務組合の原価でございます。キロリットル当たり一万七百七十三円、処理原価の合計といたしましては七万六千六十二円でございます。

裏面でございますけれども、5の資源処理原価でございます。まず、分別回収ですが、全体といたしまして、経費は十一億三千三百六万四千元、回収量は三万六千六百六十五トン、処理原価といたしまして、トン当たり三万九百三円でございます。内訳といたしましては、瓶の処理原価はトン当たり五万二千七百五十五円、缶は十一万二千三百四十三円、古紙は一万五千四百三十九円でございます。

店頭回収によるペットボトルにつきましては、経費は一億七千九百六十六万円、回収量は七百九十七トン、処理原価といたしましては、トン当たり二十二万五千五百四十三円でございます。また、ペットボトルの集積所回収につきましては、平成十九年七月から、ごみの分別区分変更に向けたペットボトルの集積所モデル回収を開始いたしまして、平成二十年十月の

分別区分変更に合わせて区内全域で集積所回収を実施しております。経費は四億四百九十三万七千円、回収量は千八百六トン、処理原価といたしましては、トン当たり二十二万四千二百六円でございます。

拠点回収につきましては、公共施設等で紙パックやペットボトル、廃食油等の回収を行っております。経費は三千七百四十二万四千円、回収量は五十二トン、処理原価といたしましては、トン当たり七十一万三千四百七十七円でございます。

6の資源売払い収入等といたしましては、分別回収全体で二億二千五百十万九千円、店頭等回収で三百九十五万二千円、拠点回収で三十九万九千円でございます。

なお、本日も説明させていただきました処理原価につきましては、区のホームページなどを活用して、今後、広く区民の皆さんの周知を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○村田 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆岸 委員 基本的なところですが、処理原価というのは、収集にかかわるところだけを計算した、それとも、最終処分というか、すべて処分するところまでの経費まで見ているということですか、教えてください。

◎原田 管理課長 例えば、3の処理原価で、ごみの処理原価で申しますと、収集運搬に関する経費、これが世田谷区でかかった経費、それから、処理処分に係る経費、これが清掃一部事務組合の経費と都の処分原価を加えたものでございます。それらすべてを含めてごみが最終処分されるまで

の経費として、合計でトン当たり五万七千七百三円というふうに算出して  
ございます。

◆岡本 委員 教えていただきたいんですけども、ペットボトルの店頭  
回収と集積所回収で、前年度比が、回収量がペットボトルは店頭回収は減  
っていて原価が上がっている。集積所回収のほうは回収量がふえていて原  
価が下がっている、これはどういう兼ね合いなのかということと、あと、  
拠点回収の紙パックのほうは原価が倍ぐらい上がっているというこの理由  
を教えていただきたいんです。

◎阿部 事業課長 まず、二番目のほうのお話から先に申し上げますが、  
まず、紙パック等の原価が上がったことにつきましては、二十一年十月か  
ら透明トレイの回収を二十七カ所の拠点で始めまして、その際に、普及啓  
発の意味も含めて人件費等々はかかっている状況でございます。ですので、  
その分を実際の経費としてこの中に繰り込みまして、実際は原価が上がっ  
ているというふうな状況でございます。

それから、集積所につきましては、二十一年度につきましては、先ほど  
のお話のとおり、二十年十月以降、集積所でもってペットボトルの回収が  
始まりました。その結果、集積所のほうにペットボトルの量が流れまして、  
店頭から集積所に流れた結果、実際の集積所でのペットボトルの量がふえ、  
相対的に経費が多少落ちているというふうな状況でございます。

◆竹村 委員 今のご質問の関連でお聞きしたいんですが、まず、紙パッ  
ク等一等ということで、透明のプラスチックも含んでいるということで、  
そのために処理原価が倍増したということなんですが、これを見ただけで  
も、今、岡本委員からご質問があったように、そのあたりが見えないわけ

ですよね。果たして、この処理原価をこのように出しているその目的というのは、区としてはどのように考えていらっしゃるか、まず伺いたいです。

◎原田 管理課長 区といたしまして、この処理原価を出す目的の一番大きな柱は、ごみを処理処分するコストを区民の皆様に表示することによって、よりごみの減量に結びつけていただきたいというのがまず第一点。

それから、もう一点としましては、区のほうといたしましても、この経費をなるべく下げるために、より効率的なごみ収集について見直しにつなげていくという二本の柱と認識しています。

◆竹村 委員 区民に知らせる、そして、ごみ減量へ結びつける、それから、効率的な収集というお話でした。まさにそのためにぜひ進めていただきたいと思いますが、ただ、紙パック等ということで、透明トレイまで含んでしまう。これは同じ二十七の拠点で回収しているということでこの中に組み込んでいるということだと思えますが、実は、この処理原価をこのように出していただくことになってから多分まだ数年だと思うんですね。それ以前は、一緒に集めるというようなこともしている部分もあり、行政的にわかりやすくというんでしょうか、資源は資源ということで、一くりに出されていたんです。

ただ、それですと、今のお話のように、区民が見たときに、じゃ、何がすごくコスト高になっているのか、何を減らすことが一番重要なのかということとか、あと、行政としても、では、どこをどうしたらいいかという効率的な収集の回収につなげていくにはとても不十分な資料提供というふうに思っております。それで、とにかく努力をしていただき、ここまで、資源は、瓶、缶、古紙、ペットボトル、このように分けて出していただく

ことを進めてきたというふうに理解しています。

さらに、透明のトレイが入ったので、しかも、拠点で紙パック—紙パックはないですかね。ほかのものとも一緒にしているところもあるので一緒にということだと思うんですが、ぜひここは、今後分けて出していただく。そのことこそが、何にコストがかかっていて、どのような施策の展開が必要なのかということに結びついていくと思うんですが、その方向性というか、展望はどうでしょうか。

◎原田 管理課長 実は、この処理原価を出すに当たりまして、区のほうの収集運搬経費と一組の出している処分コストを合算して出しているものですので、実は、一組のほうの処理原価の出し方が今年度若干変わってきて品目別になってきたという関係がございまして、そちらのほうとあわせて、ただいまのご意見を参考に、来年度以降どのような出し方ができるのか検討させていただきたいと思います。

◆竹村 委員 今、また一組が処分コストを別に出してきたというお話で、これは要望ですが、ぜひそういった資料も委員会のほうに提出していただきたいと思うのです。後ほどでもいいですが、委員に資料を配付していただくことを要望いたします。あわせて見ないとわからない部分もあるかと思えます。

それから、ペットボトルのことも、今、岡本委員からもご質問がありました。ここで伺いたいんですが、ご指摘のように、店頭回収の回収量が減っている、処理単価が上がっている、それで、収集所回収のほうの回収量が上がり、処理単位が減っているということなんですが、そもそも、東京ルールにのっとり、事業者の責任というものを付加して、区が回収をするんだけれども、ボックスを店頭で置くという事業者の拡大生産者責任の一



番の理念を持っていち早く進めたところが店頭回収なんです、集積所回収を進めたことで、区民にとってはわかりやすく出しやすいという状況になってきました。

このように、年々この傾向は進んでいるというか、店頭回収で回収される量は減り、その分コストは上がりというところになってきているんですが、やはり事業者責任ということであれば、集積所では回収しているけれども、店頭へ持って行っていただくということが本来の拡大生産者責任を強めていく取り組みだとは思いますが、区としては、これはどのように考えてやっているのかを伺います。

◎阿部 事業課長 基本的な考え方といたしましては、今の委員ご指摘のとおり、拡大生産者責任ということの基本に置きまして回収等々の事業を行っているという現状でございます。ですので、各自が共通してまずそういう認識にはあると。

この店頭回収につきましても、東京ルールスリーというお話もございましたが、他区に比べましても、回収の頻度も世田谷の場合には非常に多いという形でスタートはしてございますが、現状、やはり一方で、区民の利便性ということもあって、隔週ではございますが、二十年十月以降については集積所でもって実施をしている状況にもございます。

今後ということですが、考え方としては、基本はあくまでも拡大生産者責任ではございますが、一方で、利便性と拡大生産者責任、その二つの視点を含めた形で、幾つかの研究というんでしょうか、検討というんでしょうか、そういう形でしているところでございます。

具体的に言いますと、烏山の地域で、今年度については二カ所でございますけれども、ペットボトルの破砕機が置かれてございます。そこでは、

店頭にて区民の皆様方がペットボトルをお持ちになっていただいて、その機械の中に入れて破砕してそれを回収するという方法もございます。ですので、そういったことも視野に入れながら検討を続けているという状況でございます。

◆竹村 委員 ぜひ事業者主体の取り組みを進めるという方向性は保っていただき、このようなコストがどんどんかかるようになったのでやめるという方向ではなく、進めていただきたいということは再度要望しておきます。

あと、粗大ごみについて、表面に示されているところで伺いたいんですが、可燃・不燃がキロ単価三十円、粗大はキロ単価百円というコストなんですが、この推移というか、まず一つ確認したいのが、粗大ごみを区収というんでしょうか、区の職員の方たちが回収する方式から委託ということに切りかえたのがいつだったのか、それで、切りかえたことによってコストがどう変わってきているのか伺えますでしょうか。

◎阿部 事業課長 切りかえた時点のデータが手持ちにございませんので、後ほどお示ししたいというふうに考えております。

◆竹村 委員 では、後ほどそれは教えてください。

◆岡本 委員 先ほど私が質問させていただいた拠点回収の紙パック等の処理原価について、要望なんですけれども、先ほどのご説明で、前年度に比べて倍増した処理原価の増加というのは、白色トレイなどの普及啓発の人件費が入っていますというお話でした。

一般的に処理原価と読みますと、実際、いろいろな資源等を回収する運搬費だとか、それにかかる人件費というふうに想定して読んでしまうんで

すけれども、普及啓発のための人件費までこうやって入ってくるという、これは広義な意味で経費を割り返していることだからわかるんですが、であれば、今後、例えば、5のこういう表の下のアスタリスクのところにそういったコメントが入っていると、ああ、これだけ大きく増加した理由の中身が一ほかの原価と並べて見た場合に余りにも異常だなと思っちゃうものですから、では、紙パック等の拠点回収はすごくコストがかかるからやめたほうがいいんじゃないかという極論が出てこないとも限らないので、ここにはこういったものが単発的に入ったものですよというような表現があると具体的に比較ができるかなと思いますので、今後の表記の仕方は工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎原田 管理課長 ご参考にさせていただきたいと思います。

それとあと、竹村委員の先ほどのご質問の答えがわかりましたので、よろしいでしょうか—粗大ごみですけれども、単価の推移ということでございます。キログラムで申し上げます。平成十五年度が百八十七円です。平成十八年度がキログラム当たり百五十三円となっております。作業のやり方を切りかえたのが平成十九年度で、こちらは作業員を三名から二名に切りかえました。その結果、平成十九年度には、キロ当たり百一円と大幅に減少してございます。

◆佐藤 委員 ちょっと抽象的な話で申しわけないんですけれども、まず、一般論で言うと、私たち区民は、ごみが減ればいわゆるコストが減って、その分ここにかかる税金が減る、単純にそう考えてごみ減量に努めますよね。きょうの報告もそうですけれども、以前にも報告していただいた中央防波堤の件も、ごみ量は減っているんですけれども、施設の維持管理に経費がかかって、結局区の負担金はアップする。

きょうの報告もそうです。例えば、百処理をする体制でお金をかけて、それがたまたま五十しか集まらなかったからであれば当然一個の単価が上がるというのはわかるんですけども、これは、いわゆる減量を進めていって本当にその分かかるコストが減っていく方向にあるのかどうか。

これは世田谷区単体だけの問題ではないんですけども、さまざまなものを資源のことも含めて一生懸命やっているのに、やれどもやれども結局はかかる税金が上がっていくというマイナススパイラルの品目もあるのではないかなというふうに私たちは考えているんです。でも、ここはいずれにしても乗り越えていかなければいけない部分だと思うんです。

根幹として、そういったところをどうこれから取り組んでいくのかというのを、きょうは最後の特別委員会になると思うので、改めてお伺いをしたいと思うんですけども、どうですか。

◎原田 管理課長 まず、ごみが減るとごみの処理処分にかかわる経費全体が減るということは間違いのないと思います。例えば、資料の3の一番上の経費を見ていただきたいんですけども、こちらにつきまして、ごみも減っているし、総額の経費も減っている。ただ、処理原価といいますと、トン当たりで割り返しまするので、その辺がスケールメリット的なことが出てきて、処理原価として逆に上がってしまうというような見え方にもとられかねない部分もありますので、この表を区民の方にそのままお示しするのではなくて、ホームページに載せるときには、例えば、一人当たり、あるいは一世帯当たりのごみを処理するためにどれくらいの経費がかかっているんですよとか、ごみ袋一袋当たりどれくらいかかっているんですよと、そういうわかりやすい見せ方を工夫してホームページ等にはアップしていきたいと考えております。

◆佐藤 委員 それはもちろんそのとおりなんですけれども、ただ、直接かかる費用と間接的にかかる費用をひっくるめると一体どうなのかということなんです。例えば、以前世田谷区で生ごみ一キロを処理するのに約十三円税金がかかりますというのを出していましたね。日本人は一人年間大体百七十キロぐらいの生ごみを捨てていると言われていたんですけども、では、捨てる生ごみが減ればそこにかかる税金が単純に減るんですかというわけでは多分ないですね。

そういったところをわかりやすく見せるのはいいんですけども、そこに見えないところでかかる経費があって初めてその処理の価格というのは成り立つわけで、当然、ごみを処理する量が減ればそこにかかる人件費だってあるわけですし、では、人件費が減るということは、こういう状況の中で果たして本当にいいのかどうかという議論も当然あるでしょうけれども、そういう総体の中で一体どうなのかという仕組みを改めてこれからは考えていかないと、私たち、区民の皆さんも含めて、一生懸命努力をしていったのに、何だ、気がついたら何かごみも結局有料になっていましたねみたいなことになるのではないのかなというおそれもあるので、わかりやすく見せていただくのは当然なんですけれども、一体どういうふうなルーチンでごみというのは処理をされて、そこにかかるお金がどういうふうにあるのかというのをちゃんと明示していかないと、では、ここの部分を一さっき発生抑制という話ももちろんありましたけれども、では、ここを重点的にやらなければいけないのか、では、私たちが努力しなきゃいけないのはどこなのかというところを今よりももっとあらわにしていくべきではないんですかということなんです。

質問になっていないかもわからないので、決意だけでもいいです。

◎板谷 清掃・リサイクル部長 今いただいた意見で、最初のトータル的なことと言いますと、トータルコストは下がっているという前提はあるんですけども、ごみのさらなる減量ということで、当然我々はそれをゼロに近いところを目指していくんですけども、その中でも生活の中でかかってしまう部分もある。

ただし、区民の方にいろいろな見せ方、あるいは考えていただく部分とか、この処理原価というのは、我々の中で政策の優先順位をつけたりとか、内部的な扱いもありますけれども、区民の方によくお伝えしているのは、区民一人当たりのごみ量がどれぐらいだということをまず出ささせていただきます。それから、総額として幾らかかってくるのか、あるいは、我々のほうでも最終処分場の見学会とか一組と連携したりとか、トータルとして、買われてから出されて、それが最終的に処分されるのにどれぐらいの道筋があるのか、それに伴って経費はどういうのが入ってくるのか、そのところを見せながら区民の皆様にもさらなるごみ減量の理解をいただくような工夫をしていきたいと思っております。

◆ **菅沼** 委員 ちょっと聞きたいんですけども、わかれば、し尿は、今、世田谷区で何軒ぐらいあるんですか。大体でいいです。

◎原田 管理課長 し尿につきましては、平成二十年三月三十一日現在で百九十七戸、それが平成二十一年三月三十一日現在で百六十二戸、平成二十二年三月三十一日現在で百四十八戸と年々減少はしてきてございます。

◆ **菅沼** 委員 二十二年で百四十八だとかと言っていましたけれども、これがゼロになれば三千万円をかけなくていいんですか。

◎原田 管理課長 全部下水直結になれば、収集運搬ということ自体が物理的になくなりますので、そのようになると思います。

◆菅沼 委員 世田谷の人口がふえているという話だけれども、なるべくスピードを上げてなくすように努力していただきたいというふうに思います。努力すれば三千万円浮くわけですから、お願いします。

◆中塚 委員 今のご質問に関連してなんですけれども、一部は何か技術的にというか、場所的に難しいというような話も聞いているんですけれども、実際どうなんですか。

◎原田 管理課長 東京都全体として下水化の促進は行っているんですけれども、ただ、現実的に地主さんと借家人との権利関係等でなかなか下水の直結に至らないというケースがあるというふうに聞いております。

◆中塚 委員 結局浄化槽を使っているところで、民間のほうに委託しているんだと思うんですけれども、そこでおいがするとかそういった話とかも聞いているんですけれども、その権利の問題になると、区としてはなかなかやりようがないということなんでしょうか。

◎阿部 事業課長 浄化槽というお話もございましたので、ただ、浄化槽を使っている方々もまだまだたくさんいらっしゃるんですね。浄化槽については、毎年掃除をしていただくということになるわけですが、その際に、下水道のほうに直結ということもできますよといったようなご案内はさせていただいております。それからあと、個別にそういう苦情が出た場合につきましては、例えば、土木あるいは環境と関連して連携をしな

がら、個別な対応という形ではやっているというのが現状でございます。

---

○村田 委員長 それでは次に、(2)古紙の出し方の一部変更について、理事者の説明を願います。

◎阿部 事業課長 それでは、お手元の資料に従いまして、古紙の出し方の一部変更につきましてご報告申し上げます。

まず、主旨でございますが、一般廃棄物処理基本計画の重点取り組みの一つとしております資源の分別徹底を図るために、古紙の出し方を一部変更いたしまして、現状可燃ごみに含まれております紙類をできる限り資源として出しやすくしていきたいということでございます。

変更点でございますが、変更前、変更後の表がございます。変更後は、雑誌以外のその他の紙です。お菓子やティッシュの紙箱、それから容器包装紙、こういったものを袋出しできますというふうな形にいたします。

これに伴いまして、収集の体制でございますけれども、こういった紙は収集運搬中に飛散する可能性もありますものですから、収集中の飛散防止のため、車両上でネットに入れながら回収するとともに、当初リサイクルできないものが混入するおそれがありますものですから、選別作業を強化するものでございます。

実施の時期といたしましては、二十三年四月一日。

広報のスケジュールでございますが、三月十五日から「区のおしらせ」、あるいはホームページでもってお知らせしていきたいというふうに考えてございます。

お手元に、その広報用のペーパー、チラシの案が一つございます。これをごらんいただきます。実は従来ですと、こういった紙類については雑誌



に挟んで出してくださいというふうに、ハンドブック等々、あるいは、お問い合わせがあったときにはお知らせをしているところでございますが、今回、このチラシで見ていただくとおりに、これを紙袋でもって出すことができますよというふうな形を区民の皆様方にお示しして、ご協力いただきます。

裏面を見ていただきますが、さはさりながらということでございますけれども、やはり禁忌品がございます。すべての紙類がリサイクルできるかということになりますと、いやそうではないという現状がございますものですから、汚れ、におい、油のついたものであるとか、あるいは、リサイクルに適さないような感熱紙、それから、紙以外のものがついているようなもの、あるいは防水加工してあるようなもの、こういうものにつきましては出せませんということをしかりとここでお知らせしながら、四月から紙類について袋出しを区民の皆様方にご協力いただくということでございます。

報告は以上でございます。

○村田 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○村田 委員長 それでは、引き続きまして、(3)パソコンプリンタ用インクカートリッジの拠点回収について、理事者の説明を願います。

◎阿部 事業課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、パソコンプリンタ用インクカートリッジの拠点回収につきましてご報告申し上げます。

主旨といたしましては、資源の有効利用を促進するために、通常可燃ご

みとして出されておりますインクカートリッジ—これは製品プラスチックでございますが、これのリサイクルを四月から開始いたします。

具体的な内容といたしましては、区内公共施設、これはその下の拠点場所を見ていただきますとおわかりのとおり、各総合支所、それからエコプラザ用賀、そしてリサイクル千歳台の計七カ所でございますが、そこにインクカートリッジの回収ボックスを設置して随時指定業者のほうへ郵送するものでございます。

開始時期につきましては、二十三年四月一日を予定してございます。

広報につきましては、ホームページ、今後、ごみ減量リサイクルハンドブックに掲載してまいります。

その他でございますが、ここの下のところに絵柄がございますが、当該事業につきましては、実はメーカーのほうで、里帰りプロジェクトという形で、プリンターメーカーが共同して行っているところでございます。現状を少し申し上げれば、プリンターカートリッジにつきましては年間約五千トン以上のカートリッジが実は廃棄されているという現状があって、これをできるだけリサイクルしていきたいという、まさに拡大生産者責任の視点でもって進めている部分につきまして、実際としてはまだリサイクル率が一〇%以下というところもあるものですから、世田谷区としてはこれにご協力をして、少しでもその回収が進めばというところで開始するものでございます。

報告は以上でございます。

○村田 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆竹村 委員 これはこの間、危険物の回収をどうするのかということを生生活者ネットワークで質問もしてきたんですが、その中で、区の構想とし

では、実際に回収している販売店などの協力を仰ぎ回収するのが一番というお考えがあると伺っています。

それとあわせて、このことを見ますと、メーカーサイドは何とかなりサイクルに乗せたいということ。だけど、まだリサイクル率が一〇%なので区として協力をしたいということで、区の施設で回収をし、回収した後指定業者へ郵送すると、またここで区のコストをかけて郵送するということなんですが、これはまず、カートリッジをお店に買いに行く、そのときに戻す。今、ボタン電池などはそういうふうになさっている方も多いと思いますし、一部蛍光管なども買うときに持って行って事業者に取り取ってもらう。そういった事業者主体のルートということも芽が見えている中で、まさにインクカートリッジはそういう事業者主体のルートをまずやるべきではないかとこれを見て単純に思ったんですが、そのあたりは検討されたのでしょうか。

◎阿部 事業課長 今委員のご指摘のとおり、基本は拡大生産者責任というふうに私どもも認識をしております。

ですが、ただいま説明申し上げましたとおり、回収率がまだ一〇%にも満たないという現状があって、一方で、世田谷区としてのコストにつきましては、その場所を提供するというところにかかるだけでございまして、実際は、例えば、集まればそれを郵便局に持っていくといった手間暇はかかりますが、その郵送費につきましては事業者のほうが負担するということとございますので、実質的にはコストのかからない、そういう状況にございます。

今後、回収の回収力あるいは回収率がふえてきた段階で、おっしゃるとおり、見直しをしていく可能性はあるのかなというふうにも思っております。

す。あわせて、リサイクルハンドブックの中で、例えば、お知らせする段になりましたらば、実際には量販店等々でも回収しておりますので、そういった情報も含めて区民の皆様方にはお知らせしていきたいというふうに考えております。

◆竹村 委員 今、インターネットでこうしたものも購入したり、通販のようなもので直接買うということも多く利用されていると思います。お店に行く機会も減っているのかもしれませんが、やっぱりまずお店のほうに持っていき、それを徹底してPRしていただきたいということは要望しておきます。

---

○村田 委員長 それでは次に、(4)その他ですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 ないようですので、以上で報告事項の聴取を終わります。

---

○村田 委員長 次に、2資料配付ですが、東京二十三区清掃一部事務組合議会全員協議会議題一覧（二月分）を席上に配付してありますので、後ほどごらんください。

---

○村田 委員長 次に、3請願の継続審査についてお諮りいたします。

平一九・一四号外二十件を閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○村田 委員長 次に、4 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1. 清掃事業について
2. リサイクル事業について

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○村田 委員長 次に、5 協議事項に入ります。

(1)意見書等についてですが、さきで開催されました幹事長会での確認に基づきまして、議長より、本件について当委員会で取り扱いも含めて協議するようお話をいただきました。

意見書案文については、既に提案者より各会派にお配りいただいておりますが、まずは、提案者である生活者ネットワークよりご説明をいただき、その後、各会派のご意見を伺います。

◆ 菅沼 委員 説明の前に取り扱いを先にやったほうがいいんじゃないですか。

○村田 委員長 説明がないとあれなので、では、提案者である生活者ネットワークより説明願います。

◆竹村 委員 それでは、資料を配付させていただいてよろしいでしょうか。—配付させていただきましたのは、事前に既に皆様に説明をさせていただいております意見書の案、それと、第三回定例会で提出され、そして十一月十五日でしたか、昨年の清掃・リサイクル対策特別委員会において審査をされ、継続となっている陳情の文面です。

この平二二・三一号「『容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書等』の採択を求める陳情」、これが今、この委員会の審査を経て継続という形になっている。そうした状況であるのに、なぜ今、再度この意見書（案）を提案したいのかということをもまずご説明させていただきます。

容器包装リサイクル法、正式には容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律という名称ですが、この通称容リ法は一九九五年に制定されました。その際には、附則で十年で見直すということが記載されておりましたが、二〇〇六年、約十年後に改正をされまして、その改正法では、多くの課題を積み残している、見えてきているという大きな議論があったことも踏まえ、五年ごとに見直すということが附則で改められました。二〇〇六年の五年後というのがまさにことし、二〇一一年ということになります。このことから、今、容リ法改正に向けての議論—国会の中とか政府の中では、インターネットですとかさまざまなルートで市民として調べていても、法改正に向けての議論はなかなか見えてきていない状況です。

しかし、二〇〇六年の改正の際に非常に多くの課題を積み残してしまった。先ほどもごみの処理原価の議論をめぐって、発生抑制こそ進めなければ抜本解決にならないというご意見もありました。非常に必要な発生抑制

というものが、この法律の役割分担をどこで線を引くかというところ、その課題から全く進んでいない。自治体の負担が大きくなっているということから、この次の改正では、しっかりと持続可能な循環型社会を築ける仕組み、まず発生抑制を進める、そうした仕組みづくりにこの法律が寄与するものにつくりかえたいということが全国の自治体議会からも国へ意見書を出すという活動で広がっているところです。

昨年、四定までに、東京都のほかの自治体ではどうかということを上げますと、三鷹市、町田市など、多摩の十市が既に意見書を国に上げています。それから、二十三区—今定例会でも提出しているという話も聞いておりますが、既に提出しているのが品川区ということになっています。まだまとまらない自治体の議会でも、今、開催中の第百七十七回国会の会期が六月二十二日までとされていますが、これが改正年と言われる二〇一一年も半ばになりますので、何とかこの国会の開催中に提出したいということが各自治体の議会で動いている現状でもありまして、世田谷区議会しても、この動きが大きくなるとまた課題が解決できないという危機感も持っておりますので、何としても提出をしたいというふうに考えております。

もう少し詳しくご説明しますと、前回の法改正では、容り法の上位法であるものが循環型社会形成推進基本法ですが、拡大生産者責任と先ほども議論の中にも何度か出てきましたが、EPRと略して言ったりします。要は、物をつくり売っている事業者の側にもその処理の責任があるという拡大生産者責任、この理念は上位法でうたっているんですが、容り法の中ではここがしっかりと落とし込めていないという課題があります。自治体の税負担よりも事業者の負担を強めていくということが前回の法改正の議論

の中でされました。このEPRの理念にのっとり、事業者責任、拡大生産者責任を強めるべきという議論をしました。最終段階まではこの方向で行くのかなと市民も見守っていた議論の推移なんです、これが本当に最終段階で、産業界からの押し戻しにより実現できなかったという経緯がございます。

このときになぜ産業界がこれはだめだというふうに言ったかということは、自治体はお金がかかっているかかかっていると言っているけれども、非常にどんぶり勘定をしているじゃないか、明確にしっかりと会計をする産業界から見れば、自治体がやっている会計は非常にどんぶり勘定であるということが指摘され、押し戻しをされてしまったということです。

そのために、その後、環境省も廃棄物会計ということをしかりとやっていかなきゃならないという視点に立ちまして、今、各全国の自治体に廃棄物会計を提唱しているんですが、実は、それもまだ余り進んでいないという状況です。ただ、その一方で、市民団体がこの廃棄物会計の必要性についてはずっと以前から着目をしておりまして、市民の活動として廃棄物会計の呼びかけをしております。世田谷区にも、市民グループが廃棄物会計をやっていただきたいというお願いをしております。

そうしたことで、市民団体が集計した結果なんです、これも一言申し上げておきたいんですが、容器包装のリサイクルに係る自治体の費用負担割合、事業者の負担と自治体の負担がどうかというところで、二〇〇二年度の集計では八五・一％という集計結果が出ております。それから、二〇〇三年度、八六・六％という集計結果が出ておりまして、それぞれのぐらいの自治体の集計なのかということをお知らせすると、二〇〇二年度のほうが百五十一自治体、それから、二〇〇三年度が百三十七の自治体、こ



うした多くの自治体から詳細なリサイクルに係る費用を出していただいて集計した結果、やはり多くの負担が税金で自治体が負担しているということは既に明らかになっております。

それと、もう一つの課題として、陳情の際にも陳情者から説明がありました。洗って繰り返し使えるために、リサイクルよりも環境負荷が小さいリターナブル瓶が、今容り法の中に再使用ということの仕組みがうたわれておりません。容り法制定後にこのリターナブル瓶が減ってしまっているという実態が説明されました。これは、容り法で、使い捨ての容器については税金で負担をしてリサイクルを進めるということがありますが、再使用の部分についてはそうした仕組みが示されていない。すべてが事業者の負担になってしまっているので、事業者のコストが使い捨てのものよりは多く負担すると今なっている状況から、リターナブル瓶を使われなくなってしまっているという指摘がありました。

これが直近の二月十五日、朝日新聞にも記事が出まして、直近のデータで、二〇〇九年度のリターナブル瓶の使用量が協会から出されているんですが、十五年前、容り法のできる前にさかのぼって比べてみますと、リターナブル瓶が何と五分の一近くにまで激減してしまっているというこうした記事も出ておりました。再使用の仕組みが法律に織り込まれること、これこそが環境負荷のない循環型社会を築いていく上で非常に重要だということも見えてまいりました。

こうした状況からも、これらの課題は第一回目の前回の容り法改正の時点よりも大きく明白となっています。次の改正は二〇一一年、ことしということになっていますが、この改正には産業界からも合意が得られるように、改正議論の早い段階から、まだ国で議論される段階の前から、実際に

費用負担をこうむっているというか、税負担をしている自治体議会からも、大きなまとまりとして意思をしっかりと示したいというふうに考えております。

ほかの自治体も目標を今国会までに出したいというふうに定めておりますので、改選後—この特別委員会も改選前はきょうが最後ということになります。第二回定例会は改選後ですのでスケジュールはまだこれは明確に示されていませんが、国会が六月二十二日に閉じられてしまうことをあわせて考えますと、やはり今回ぜひとも提案したいということで提案をさせていただきます。

ちなみに、同様な陳情が継続になっているということなのですが、陳情を継続というふうに委員会で判断をしたものにつきましても、その後、必要であると委員会で考えれば、要望書などを上げているという例も最近だけでも四件あるようですので、ぜひとも議論をしていただきたいと思えます。

それと、重要な継続となっているものをもう一度出しても皆さん同じご意見だと思います。今回、大きな大枠の考え方としては、容り法に発生抑制と再使用を促進するための仕組みをしっかりと入れてほしい、役割分担を見直してほしいという内容の意見書なのですが、前回の十一月十五日にこの委員会で議論されたその内容を踏まえて、具体的な要望事項を世田谷区議会としても合意できるラインというところで変更してございます。

具体的に何を変えているのかをご説明いたします。まず、分別収集・選別保管の役割分担、費用負担を見直すという、今回の要望書1のところまでは前回も書かれていますが、陳情書のほうは、この費用負担を見直して、その費用は製品に内部化するということが書かれていました。ここは委員

さんからかなりご意見があったところです。負担を見直した先にどうするかということはさまざまなやり方があると思いますので、まず、一番重要な役割分担、費用負担の見直しを1に挙げました。

それから、今回2に掲げた容器包装リサイクル法の対象を拡大する。これはそのままとして残しております。特に区民の方からご意見などを非常に多く出されているのが、今二十七の拠点に、しかも、限られた時間帯、日数で一生懸命持っていったとしても、例えば、おせんべいですとかの間に入っている緩衝材は、きれいで全く汚れていない透明なプラスチックなのにこれはだめだというふうに言われてしまう。これは、容り法の対象に緩衝材が入っていないということなのです。クリーニングの袋なども対象に入っていないので、きれいで汚れていないリサイクルできる資源であるのに、これは容り法のルートには乗せられないことになっています。陳情にも2の項目はございましたが、そのままの形で残しております。

それと同じようにそのままの形で残したのが、4製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みづくりを検討する。これは容り法では容器包装リサイクルのものだけに関しての法律ですので、これ自体を容り法に入れるかどうかは別としまして、国のほうでも容り法ということで、容器包装のみでやるよりは、製品のプラスチックも大きなプラの塊なので、コストなどの効率性からかんがみれば製品も一緒にリサイクルしたほうが効率的ではないかということに着目をしまして、これは今、名古屋市のほうで実験をしている。もう終わったかどうか、その先の詳細は私は把握していませんが、実験をして、容器包装等を含め、製品プラのリサイクルができないか国も検討課題としているところですので、ぜひこれも研究、検討だけにとどめずに、その先の仕組みづくりを検討していただきたいというこ

とで、4の項目を残しております。

それから、3です。使い捨て容器の発生を抑制し、リユース容器を普及させるための仕組みを法制化して、リデュース・リユースを促進するという項目。これは、議論のありましたレジ袋の配布を禁止するという項目がありまして、ここも前回の委員会の議論の中では多くのご意見、ご指摘があったものだと理解していますので、ここはレジ袋の禁止等という文言をとっております。

そのほかに、かつて区議会からも意見書を上げたデポジットの制度。これは前回の容り法の改正議論の中で、七都県市からも上げ、デポジットの仕組みをぜひつくるべきということが前回大きな議論になったりもしていますので、そうしたことも含め、リデュース、リユースを促進する仕組みを法制化するというのを3にシンプルに挙げております。

以上が、前回の陳情の内容と、今回変えて再度提案させていただいている内容のご説明です。

○村田 委員長 それでは、ただいまの説明に対し、ご質疑やご意見等もありましたら、どうぞ。

◆岸 委員 仕組みのこととか詳しいことではなくてなんですけれども、余りこういう場で言ったことはないんですが、私は実はしょうゆ屋の生まれでして、昔、一升瓶は今よりたくさん使っていたわけなんですけれども、酒瓶の使った後で、二番瓶以降、三番瓶、四番瓶で、実質、コスト的にはリターナブル瓶しか使えなかったんですね。酒瓶が後で、少し傷がついていても、おしょうゆは黒いですから目立たなくて、衛生上さえ問題がなければそのまま詰めて出していたということがあるんですけれども、この間、ちょっと法律が変わって、そういう使い回していくという仕組みが壊れて

くるのは本当に悲しいなと思っていました、もともと日本に定着していた物を大事に使う一つの文化というんですか、そういうものが最近なくなってきたところに、意識がちょっと変わってきているところに危惧するところもあるんです。

伺いたいのは、もったいないというんですか、物を大事に使うという文化をどう残していくのかについては、提案者としてはどのようなお考えを持っているのか聞いてみたいということです。

◆竹村 委員 まさにリユース瓶というのは、新たな瓶をどんどんつくるということではなく、今の四番瓶までというのは、私はそこまで知らなかったんですが、まさに瓶というものが消えつつある。大体今ご家庭で飲まれているビールはほとんど缶ビールではないかなと思うんですが、飲み屋さんが瓶ビールにこだわるのは、それをまた出しておけば酒屋さんが来て新たにビールを持ってきてくれるということもあるので、何とか瓶ビールがなくならずに保たれているということなんです。かつては、サザエさんの漫画を見ますと、三河屋さんが来てビールも届けてくれる、家庭でも瓶ビールを使っていたということがあると思います。

まさに物を大切にす文化というのは重要に保っていきたいし、いくべきだし、そのために法律が障壁になってしまうということは、市民の側からも避けるということをして声を上げていきたいなと思っております。

○村田 委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 では、なければ、取り扱いについてのご意見を伺いたいと思います。

◆ **菅沼 委員** ご説明のうちでもあったと思いますけれども、世田谷区議会としては、前回議長会のほうで同じようなものを国のほうに出している。それから、区長会のほうからも出している。それから、全国の市長会のほうから出ている。

先ほどのご説明の中で、国のほうは五年で本当は変えるんだと言っているんですけども、実際にはまだ議論されていないということで、その議論の内容だとか方向性が決まってから考えてもいいんじゃないかなと思います。

それから、今度の提出者は生活者ネットさんなんですけれども、これは陳情者が違うので、説明されても基本的には別のものかなと。うちのほうは、陳情のあれがあって前回は様子を見ようということで継続にさせていただきました。だから、前回の陳情の金井さんと、こっちの生活者ネットさんの案というのは、提案者が違いますから、一緒にするというのはちょっといかがなものかというふうに思います。

自民党としては、今の現状ではまだ様子を見ながらやったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

◆ **佐藤 委員** 公明党としても、今、自民党からもお話がありましたように、まだこれは国で実際協議の最中です。その内容の最終の報告を見ていきたいというのと、それから、これまでうちの党としても国レベルでこれは議論を進めてきたので、その推移もあるので、それとあわせて、さきの代表質問でも取り上げましたけれども、どれぐらい経費が無駄になるかどうかという、改めて公会計制度の改革をすべきということも主張しておりますので、そういったことも踏まえて、今これを意見書として上げる時期ではないということで、党としては見解を申し述べたいと思います。

◆岸 委員 陳情や請願の取り扱いに若干かかわるものでもあると思うんですが、本当に必要であると議会在判断したものは、当然意見書や要望書を国に出して行ってよいというか、そうすべきだというふうに私は考えています。

きょうの委員会の最初の報告でもありましたように、例えば、ペットボトルの行政回収を、行政回収段階で努力すればするほどコストがかかる仕組みというものができ上がってしまっているというような事例にもあるように、やはり仕組みのもとを変えていくような方向に踏み出すべきだし、それをむしろ政府待ちにしないで、国任せにしないで、一番コストがかかっている地方自治体や住民のほうから、議会在代表してそれを出していく、そういう取り組みが必要なんだと考えています。

以前、前回の改正が二〇〇六年でしたが、それより前に、二〇〇三年段階で、国会でも岩佐恵美—当時参議院議員だったと思いますが、むしろ党や会派としても、これと同様の問題、やはりこうなるよということをその時点でも指摘してきた経過がありますけれども、ぜひこの趣旨はもっともなものでありますから、正副のところを取りまとめていただいて、意見書ないし要望書という形で、国会に期間に間に合うように出していただきたいというのが意見であります。

◆羽田 委員 今回の岸委員と結論は一緒なんですけれども、要するに、状況の変化みたいなことは我々は考えざるを得ないと思うんです。一つは、通常国会が召集されたのがことしの一月以降ですね。そういうことから考えると、前回、陳情自体を議論したのは、先ほどの報告で言いますと十一月十五日だったということなんですけれども、言いかえれば、通常国会に入る前にこういう持ちかけが住民からなされて、この場で議論をした。

今、もう通常国会に入っています、その中で、今期やれるかどうかというのはもちろんあると思いますけれども、ただ、提起されている課題については、世田谷区議会から押し上げるべき中身であると思うんです。ですから、そういう状況の変化も含めて、通常国会が召集されてぜひこの問題を取り上げてほしいというか、そういう意見は、今出すことは非常に有効だというふうに私は思うんです。

それから、地方議会といいますか。この区議会がどういう判断をするかというのは非常に重要であって、これも今、岸委員も言われていましたけれども、前半の報告事項の中でも非常に明らかなと思うんです。要するに、自治体がやらざるを得ないという面もあると思うんです。先ほど説明もありましたけれども、ペットボトルは、利便性を高めるために回収を自治体としてやろうといたしますか、やらざるを得ない。どこがやるのかという問題になりますから、一定はやらざるを得ない。ただ、その分当然お金もかかってしまうわけで、それをいつまで自治体が払い続けるのかというその問題がずっとこの容器包装の問題ではあるわけです。

ですから、そういうことも含めて、以前も提案されていますけれども、そういう前段の報告なんかも受けて、つまりこの委員会としてどういう判断をするのかということが問われているかと思うんですよ。

ですから、私もぜひ、意見書なり要望書でもいいですけども、正副でまとめていただいて、みんなが一致できる内容で出したらいかがかということなんです。

◆小泉 委員 これまで区議会としても循環型社会を目指す上での基本的な考え方についてはさまざまな場面で発信してきました。私は、区議会、地方議会ですから、もっと具体的なことをきちっと国なり何なりに発信す



るべきだと思うんです。ということがいつも私の活動の中の前提にあります。具体的にやっていくということです。

私の考え方としては、自分の言ったことに本当に責任を持ちたいと常に思っておりますので、今、この任期の最後にこういう意思表示をしてやめていくということは、ちょっと私の気持ちにはそぐわないので、このタイムで出すことについては賛成できませんということが私の考え方です。

余談になりますが、申しわけありません。岸さんが今言われたおしょうゆなんです、私は小さいころから岸さんのところをつくったおしょうゆをいただいて育ちました。カクイチ醤油といって、私の田舎の店ではそのしょうゆしか売っておりませんでした。岸さん、最後ですのね。それでまたここで、ばったり区議会でお会いしてびっくりして、十二年がたちました。

ということで、とてもおいしいしょうゆでした。何番瓶が来たかはわかりませんでしたけれども、そういう思い出でございます。失礼しました。

◆ひうち 委員 この意見書の内容はもっともだと思います。ただ、先日の陳情が継続審査になっていることと、二十一年度に議長会の要望事項で要望書が出されていること、あと、二十二年度に区長会で要望事項が出されていること、あと、具体的に国の動きがまだないということなので、国の動きがあればそれに応じて意見書を出すことのほうが効果的だと思いますので、このタイミングというよりは、国の動きを見てと思っております。

◆中塚 委員 提案者の方から、非常に長時間にわたりまして提案趣旨のご説明がありましたので、会派のほうで一度協議をさせていただきたいと思っております。

○村田 委員長 では、各会派からご意見をいただきましたが、改めて申し上げますが、本件は協議事項でございます。そういう意味で、各会派の皆さんの今のご意見を伺った上で、協議として、内容的には非常に重要だと。ただ、どういうタイミングでかというところでのご意見が少し異なっておりますけれども、提案者の方はいかがでしょうか。

◆竹村 委員 皆さん、ご議論いただき本当にありがとうございました。まさに今、国会に間に合うように出す必要があるという貴重なご意見もいただきましたが、私も本当に一致できる内容で正副でまとめて出せるようにしていただきたいということが一番に考えておりましたが、今ご意見を伺った中では、やはり今時期ではないというご意見が大きいというふうに感じました。

また、この件は、まさに自治体から声を上げていくということ、重要なところに今度の法改正はなってくると思いますので、区議会が一丸となって声を上げられるその時期を見て、来期になるかもしれませんが、再度また提案をさせていただきたいというふうに思います。

○村田 委員長 それでは、協議事項について終わります。

○村田 委員長 そのほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田 委員長 ないようですので、以上で本日の清掃・リサイクル対策特別委員会を散会いたします。

今期最後の委員会ということになります。皆さんの貴重なご意見やご提案がさまざまな意味で世田谷の清掃・リサイクル事業を進める力になって

きたと思いますし、選挙もありますから、今後はそれぞれのあれになるかもわかりませんが、ぜひそういう分野でお互いに今後とも頑張りたいと思っております。

もうこれで終わりというわけではないかも知れませんが、一応終わればこれで終わりますので、どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。（拍手）

午前十一時十七分散会

---

署名

清掃・リサイクル対策特別委員会

委員長